

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主だけでなくすべての利害関係者の要請に応えて、迅速かつ公正に経営判断を行い、適正に情報を公開することであり、また責任の明確化、法令遵守及び情報管理の徹底により信頼を確保することであると考えており、このことがひいては株主の利益の向上につながるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り
当社では、機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いことに鑑み、現在、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の各比率の推移を踏まえて実施の要否を検討してまいります。

原則3-1 情報開示の充実

(1)経営理念等や経営戦略、経営計画

経営理念につきましては、当社ホームページに掲載しております「企業理念」を参照ください。

<https://www.gig.co.jp/company/philosophy/vision>

<https://www.gig.co.jp/company/philosophy/mission>

経営戦略につきましては、2020年12月16日作成の「2020年10月期決算説明会」のプレゼンテーション資料を参照ください。

<https://www.gig.co.jp/wp/wp-content/uploads/2021/01/215ea902ad6805e2aee5e6b2f9a33e2f.pdf>

経営計画につきましては、社内においては中期事業計画を策定、幹部社員を中心に共有はしておりますが、対外的には公表していません。

これは、IT業界はスマートデバイスをはじめテクノロジー変化の速度が速く、必ずしも中期的な業績予想を発表する事が株主の適切な判断に資するものではないとの認識から、開示を行っておりません。
ただし、開示の必要性については引き続き検討してまいります。

補充原則3-1-2 英訳での開示

当社の株主構成を鑑みて、英文webサイトの開設、英文での各種の開示文書、招集通知についても、開示、提供していません。

但し、機関投資家からの問い合わせは増えており、今後の外国人株主比率等の推移や要望を踏まえて実施の要否を検討してまいります。

補充原則4-11-3 取締役会の実効性に関する分析、評価の方針

当社の取締役会は、取締役10名のうち、社外取締役5名で構成されており、取締役会としての判断や会議の運営など、取締役会全体の実効性を担保するよう努めております。

当社の取締役会はグローバル企業の元経営者や金融、会計の知見に富んだ社外取締役を複数名置くことで、常に自由闊達な議論と多様な観点からの意見、指摘があり、実際の施策や方針にも反映されていることから、当社の取締役会は有効に機能していると判断しております。

ただし、より透明性を高める手段として、第三者機関を活用した取締役会の分析・評価方法等につきましては、検討してまいります。

原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表

当社の事業は、IT環境及びIT関連機器からの影響を受ける事業を主体としております。

IT業界ではスマートデバイスをはじめテクノロジー変化の速度が速く、中期的な業績予想をし、

発表することが必ずしも株主の適切な判断に資するものではないとの認識から、対外的には数値目標の開示、公表を行っておりません。

ただし、開示の必要性については引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1 - 4 いわゆる政策保有株式

1. 政策保有の基本方針

当社は、当社との間の取引拡大が期待できるなど中長期的に当社の企業価値の向上に資する企業との関係強化を目的として保有しております。しかしながら、ビジネスメリットのない株式については売却、縮減することとし、保有銘柄については適宜見直しを行っております。また、政策保有株式に係る議決権行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するか否かという観点から、保有先企業との取引上の関係や対話をもとに、当該企業の個別状況を踏まえた上で、判断を行い、議案に対する賛否を判断するものとします。なお、保有する政策保有株式については、定期的に取締役会へ報告し、個別毎の資本コスト等を踏まえた上で、投資の妥当性や経済合理性の判断を行っており、保有の妥当性が認められない株式については、売却、縮減を進めてまいります。

原則1 - 7 関連当事者間の取引

当社では関連当事者間の取引（取締役の競業取引、当社および当社子会社の取締役と会社間の取引、主要株主と会社間の取引）を行う際は、独立社外取締役を含む取締役会において実際の個別取引にかかる承認および報告を行っております。

原則2 - 6

当社は企業年金制度を設けていないため、自らの運用や、外部機関への運用委託は行っておりません。

原則3 - 1 情報開示の充実

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので参照ください。

(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

報酬額の決定にあたっては、経営環境及びグループ全体の業績の動向、長期的な企業価値の増大を図るために有益な人材を確保できる報酬の水準等を勘案し、代表権の有無やそれぞれの取締役の職務と責任、並びに功績の評価を反映したものとしております。報酬額の決定の手続きとしては、独立社外取締役からの客観的な意見を踏まえ、取締役会にて決定しております。

(4)取締役・監査役候補者の指名の方針と手続

役員候補者については、人格、見識に優れた者を候補者とするを基本方針とし、特に社外取締役は会社経営、財務・会計、法律、世界情勢等の知見を、社外監査役は財務・会計、法律、世界情勢、リスク管理等の知見を有する人材を選定し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っております。役員候補者は取締役会の決議により決定しておりますが、事前に社外取締役に役員候補者の推薦理由、略歴等を説明し、意見を勘案して決定いたします。

取締役の解任方針については、当該取締役につき法令違反・不当な業務執行等により、当社グループの企業価値を著しく毀損したり、職務執行に著しい支障が生じたりするなど、当社取締役に求める資質が認められなくなった場合には、取締役会にて審議の上、解職その他の処分または株主総会に対する解任議案の提出等を決定いたします。

(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

役員候補者全員について個々の指名理由を株主総会招集通知に記載しております。

また、解任事由が発生した場合には、個々に適切に説明・開示してまいります。

なお、社内取締役、常勤監査役についての個々の指名理由は下記の通りです。

1. 代表取締役 村田峰人

村田峰人氏につきましては、2014年以降当社代表取締役として業績向上に貢献されたのに加え、コールセンター事業を始めとするBPO業界においても、経営者として非常に深い見識と幅広い人脈を有しており、今後の当社の事業発展に多大な貢献をしていただける人物であるという判断により、取締役として選任するものであります。

2. 取締役会長 関戸 明夫

関戸明夫氏につきましては、2011年以降当社代表取締役及び取締役会長として業績回復に貢献されたのに加え、IT、BPO業界において、経営者として非常に深い見識と十分な経験を備えられている人物であり、当社の企業価値向上に貢献しながら、株主の皆様を始めとするステークホルダーの期待に対し、十分に応えていただける人物であるという判断により、取締役として選任するものであります。

3. 取締役 浅井 俊光

浅井俊光氏につきましては、当社創業時から在籍し、当社グループの事業全般に精通しており、2017年1月より執行役員として、事業企画・M&A部門の責任者としてグループ全体の政策を統括しております。この培った豊富な経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として選任するものであります。

4. 取締役 小島 正也

小島正也氏につきましては、長年証券業界において携わった事業戦略やIR活動に対する広い知見や豊富な経験を有しております。2017年11月より執行役員管理本部長として当社グループの業務改革の責任者をつとめており、また管理業務全般に責任を持つ役割を担うのに同氏が適任であると考え、取締役として選任するものであります。

5. 取締役 松沢 隆平

松沢隆平氏につきましては、2015年5月より当社執行役員CFOとして、主として財務経理部門を統括指揮し、M&Aや当社の資本政策も含めた豊富な知見と能力を有しております。同氏の財務部門に責任を持つ役割が、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として選任するものであります。

6. 常勤監査役 島田 建一

島田建一氏につきましては、長年の金融機関において培った豊富な審査・現場経験、その後の金融機関のグループ会社での経営経験を当社の監査にも反映させていただけると考え、監査役として指名しております。

補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のため、適法、迅速に重要事項(経営計画や経営戦略、M & A、組織再編、重要な財産の処分・譲受け、多額の投融資等)に対する意思決定を行っております。

また、取締役会の決議事項については当社取締役会規定に具体的に定めており、職務権限規程において経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社では、東京証券取引所の定める独立性の判断基準と同一の基準を定め、それに従い独立社外取締役を3名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

補充原則4-11-1 取締役会のメンバーのバランス・多様性・規模に関する考え方と取締役の選任に関する方針・手続

当社は、取締役会の構成について、年齢、性別、技能その他取締役会の構成の多様性を考慮するとともに、当社の事業規模に応じた適切な員数とする方針です。

補充原則4-11-2 社外役員の兼任状況

当社は、取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、その者が当社の役員業務を遂行できることを条件として選任し、各期事業報告において主要な兼任状況を毎年開示しております。

第44期(2020年10月期)定時株主総会招集ご通知(P53~57)に記載。

https://www.gig.co.jp/wp/wp-content/uploads/2021/01/210120_convvene.pdf

補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役、監査役および執行役員を対象に、当社の事業に関する監督・監査機能を果たすために必要な法令・コンプライアンス研修を適時実施しております。

また、各社外取締役及び社外監査役に対し、適宜、当社の企業理念やグループ事業の内容等について周知を行っております。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、代表取締役社長が経営戦略や事業計画についてプレゼンテーションを行う経営懇談会を実施することにより、投資家との建設的な対話を目指しております。

対面での実施が難しいコロナ禍においては、機関投資家とはWEB会議での1ON1を中心に、個人投資家向けには主幹事証券会社等のツールを活用したオンラインIR動画での事業説明等を実施しております。

また、自社WEBサイト等においても適時、必要な情報を開示する事によって、常に積極的な対話に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
村田ホールディングス株式会社	781,305	11.60
SPRING INVESTMENT株式会社	627,005	9.31
SPRING株式会社	613,885	9.11
株式会社日本カस्टディ銀行	365,600	5.43
株式会社大塚商会	360,000	5.34
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICE LUXEMBURG	320,000	4.75
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN	253,100	3.76
MSIP CLIENT SECURITIES	235,900	3.50
コロブス(従業員持株会)	173,400	2.57
関戸 明夫	162,495	2.41

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	10 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木下 俊男	他の会社の出身者											○
土屋 敦子	他の会社の出身者											○
平野 伸一	他の会社の出身者											○
栗原 博	他の会社の出身者											○
和田 千弘	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 俊男	○	——	木下俊男氏につきましては、公認会計士としての財務の及び会計に関する専門的な見地を当社の経営に反映していただき、また経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能の実効性強化等に大いに貢献いただると判断し、社外取締役として選任しております。

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加地 誠輔	○	――	加地誠輔氏につきましては、経営者として培った豊富な経営経験をもとに、当社の社外監査役として幅広い見地からの提言をいただいております。引き続き、当社の独立役員として適任であると判断していることから同氏を選任しております。
江木 晋	○	――	江木晋氏につきましては、弁護士としての専門的見地を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行できると判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案し、同氏が適任と判断し選任しております。
森崎 純成		――	森崎純成氏につきましては、金融機関などでの経営者として培った豊富な経営経験を、当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明

役職員の業績向上への意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図るため、ストックオプション制度を採用しております。

また、2020年10月期の株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式の付与も決議しております。

これは当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)を対象にしたもので、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを取締役に与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした報酬制度になります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

役職員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的とするものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年10月期:取締役を支払った報酬100,208千円(内、社外取締役分 22,548千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項 >

当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で決議された役員報酬の限度額内で、業績目標達成及び中長期的な企業価値向上のインセンティブとして機能することを目的とし、各役員の役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務に相応しい水準になるよう設定しております。

① 役員報酬等の株主総会決議の内容

【取締役及び社外取締役】

取締役の報酬限度額は、2009年1月29日開催の第32期定時株主総会において年額300百万円(うち社外取締役の報酬額を50百万円以内)と決議いただいております。また、2014年1月29日開催の第37期定時株主総会決議において、別枠でストックオプションとしての新株予約権による報酬限度額として年額30百万円、2015年1月29日開催の第38期定時株主総会において、報酬限度額年額30百万円のうち年額10百万円以内を社外取締役に對するストックオプションとしての新株予約権による報酬額とすることについて決議いただいております。

② 譲渡制限付株式の付与のための報酬

2021年1月29日開催の第44期定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議いただいております。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

③ 役員報酬等の報酬内容とその算定方法

【取締役及び社外取締役】

取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、ストックオプション及び譲渡制限付株式で構成されております。

固定報酬については、取締役の役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて報酬額を決定しております。

業績連動報酬(賞与)については、業績目標達成に対する責任と意識を高めることを目的として、評価指標とする連結営業利益に対する達成度合を勘案してその金額を決定しております。

ストックオプションについては、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、年間の株式報酬費用発生見込額と翌事業年度以降の業績見通しを勘案の上、報酬額を決定しております。また、2021年1月29日開催の第44期定時株主総会で決議された譲渡制限付株式につきましても、年間の株式報酬費用発生見込額と翌事業年度以降の業績見通しを勘案の上、報酬額を決定していく方針であります。なお、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、ストックオプション及び譲渡制限付株式の支給割合の方針は定めておりません。

④ 業績連動の仕組み

業績連動報酬(賞与)

決算短信で公表している期初に定めた業績予想の連結営業利益を評価指標としております。また、支給額については、各人毎に役割を考慮しつつ評価指標の到達を基準として予め設定し、その達成度合に応じて変動します。

なお、当連結会計年度における連結営業利益は10億2百万円となり、評価指標の連結営業利益9億円に対して1億2百万円上回っており、この達成度合いを予め設定した額に照らし合わせて支給しております。

⑤ 決定手続

当社の役員報酬の決定に際しては、取締役会において適時行われる独立社外取締役との討議を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬総額及び個人別支給額については取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長村田峰人が決定しております。

取締役会では、各取締役の職務の執行状況をモニタリングし、社外取締役から定期的に意見を聴取することで、固定報酬の妥当性を確認しております。また、指標となる業績予想の連結営業利益の妥当性や会社業績の動向について取締役会で定期的に審議を行うことで、業績連動報酬(賞与)の妥当性を確認しております。

取締役及び社外取締役

取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、ストックオプション及び譲渡制限付株式で構成されております。固定報酬については、取締役の役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて報酬額を決定しております。業績連動報酬(賞与)については、業績目標達成に対する責任と意識を高めることを目的として、評価指標とする連結営業利益に対する達成度合を勘案してその金額を決定しております。ストックオプションについては、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、年間の株式報酬費用発生見込額と翌事業年度以降の業績見通しを勘案の上、報酬額を決定しております。

また、2021年1月29日開催の第44期定時株主総会で決議された譲渡制限付株式につきましても、年間の株式報酬費用発生見込額と翌事業年度以降の業績見通しを勘案の上、報酬額を決定していく方針であります。

なお、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、ストックオプション及び譲渡制限付株式の支給割合の方針は定めておりません。

社外取締役の報酬等は、当社グループにおいて独立かつ客観的な立場から全体の経営監督及び助言を担う立場であることに鑑み、固定報酬を基本としながら、中長期インセンティブとなるストックオプションで構成されております。

業績連動の仕組みについて

・業績連動報酬(賞与)

決算短信で公表している期初に定めた業績予想の連結営業利益を評価指標としております。また、支給額については、各人毎に役割を考慮しつつ評価指標の到達を基準として予め設定し、その達成度合に応じて変動します。

なお、当連結会計年度における連結営業利益は10億2百万円となり、評価指標の連結営業利益9億円に対して1億2百万円上回っており、この達成度合いを予め設定した額に照らし合わせて支給しております。

決定手続について

当社の役員報酬の決定に際しては、取締役会において適時行われる独立社外取締役との討議を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬総額及び個人別支給額については取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長村田峰人が決定しております。

取締役会では、各取締役の職務の執行状況をモニタリングし、社外取締役から定期的に意見を聴取することで、固定報酬の妥当性を確認しております。また、指標となる業績予想の連結営業利益の妥当性や会社業績の動向について取締役会で定期的に審議を行うことで、業績連動報酬(賞与)の妥当性を確認しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートについては、代表取締役が定期的に社外取締役へ当社の事業状況を訪問、電話、ビデオ会議等で説明、意見交換、情報共有を行うことで、常に最新の情報が入手できるサポート体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主だけでなくすべての利害関係者の要請に応じて、迅速かつ公正に経営判断を行い、適正に情報を公開することであり、また責任の明確化、法令順守及び情報管理の徹底により信頼を確保することであると考えており、このことがひいては株主の利益の向上につながるものと考えております。

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、経営環境の変化に対応するため、グループ各社の経営責任を明確にし、各事業サービスの業務執行と意思決定を迅速にすることを目的に、2006年に純粋持株会社に移行いたしました。

当社におけるコーポレート・ガバナンスは、経営の重要事項に関する意思決定及びその監督機関としての取締役会、グループ全体の運営管理及び経営戦略の立案など業務執行機関としての執行役員会、監査機関としての監査役会による構成を基盤としております。

また、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたるためのコンプライアンス委員会、情報セキュリティ体制の構築・維持・整備にあたるため情報セキュリティ運営委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であり、監査役4名としております。

また、当社は、会社法第2条第16号に定める社外監査役3名を選任しており、当該社外監査役による監査を実施するとともに、必要に応じて弁護士等からアドバイスを受け、経営の透明性と適正性を確保しております。

また、当社は取締役10名のうち社外取締役を5名体制にすることで、取締役会においても実効性のあるガバナンス体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、前期の発送は2020年1月10日と法定期限の3日前発送を行いました。当期につきましては、コロナ禍での業務の影響や総会議案の十分な検討機関確保のため、法定期限の2021年1月14日の発送となっております。
集中日を回避した株主総会の設定	事業末年度が10月末のため、集中日の問題は生じておりません。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家が議決権行使を行いやすい環境整備の一環として、株主名簿管理人のインターネット議決権プラットフォームを利用すること等を引き続き検討してまいります。
その他	株主総会招集通知の発送とあわせて、当社ホームページにてその内容を公表し、株主の皆様にも少しでも早くその内容をご覧いただけるようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーにつきましては、下記弊社ホームページに公表しております。 https://www.gig.co.jp/ir/disclosure-policy	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	対面での開催が制限される中、今期は主に主幹事岡三証券と共同で個人投資家向けの動画でのプレゼンテーションを年2回実施、また、「ラジオNIKKEI」でのインタビューを通じた当社の事業内容の説明も行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	対面での開催が制限される中、アナリスト・機関投資家とはビデオ会議を通じた1ON1ミーティングを積極的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HP IR情報にて掲載しております。	
その他	担当部署は総務部とし、代表取締役や情報取扱責任者と連携を密に取りながら、IR活動を推進しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、ギグワーカー企業行動指針に基づき、下記に掲げるCSR(企業の社会的責任)に取り組んでおります。 1. フリーランス、アントレプレナーを支援すること 以下の取り組み等を通じて、外部の人材を育成し、もって社会の利益に貢献してまいります。 ・事業活動・情報交換の場として、「レンタル・スペース」「コワーキング・スペース」を提供します。 ・法人化・事業計画策定・業務支援、進捗状況管理やフォローアップを行います。 ・業務を委託することで、ビジネスの機会を提供します。 ・専門知識習得のために、研修等を実施します。 ・就職保証型学生起業家支援プログラム『ProSpace』により、失敗が許されない日本において、失敗を前向きに捉え、その経営経験を活かして活躍する場所を提供し、社内からもベンチャー企業を輩出するような企業風土の醸成を図ります。 2. 一人ひとりに合ったスタイルで働くことができる優れた労働環境を提供すること 以下の取り組み等を通じて、労働者それぞれが自己の能力を活かせる環境を提供し、もって社員の豊かな生活に貢献してまいります。 ・SDGs推進委員会を設置し、ダイバーシティ推進宣言のもと、多様な人材が、その能力を最大限発揮できる機会を提供します。 ・「安全衛生方針」「健康経営基本方針」を定め、労働者の安全・健康に最大限留意します。 3. 社会貢献すること 以下の取り組み等を通じて、国内外の社会に貢献します。 ・再生可能エネルギーの普及に尽力します。 ・地域社会や恵まれない地域への教育、活性化に努めます。 ・最終利益の1%を、貧困の撲滅や人々が生きるための食物、飲料水、医療費の確保のために寄附いたします。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループでは法令に基づく情報開示はもとより、それ以外の情報についても適切に開示するように努めております。 非財務情報についても、統合報告書の作成や当社ホームページ等で積極的に開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役、使用人、並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社及び子会社全社を対象とするコンプライアンス規程を制定し、代表取締役社長がその精神を役職者をはじめ当社及び子会社の全役員及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

当社の代表取締役社長は、取締役管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総括責任者を委員長とする当社のコンプライアンス委員会が、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

当社及び子会社の取締役会は、取締役会規程に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、当社及び子会社の取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。

当社の監査役会は、監査役会規程・監査役監査基準に基づき、当社の執行役員会・当社及び子会社の取締役会への参加等を通じて、取締役の職務執行状況を監査する。また、当社の監査役会は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会及び執行役員会に報告する。

当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する。当社及び子会社全社を対象とする内部通報規程を制定すると共に、当該規程に基づき、外部弁護士を窓口とする内部通報窓口を設ける。

当社及び子会社は、取締役や使用人に対する継続的な啓発行動を行うため、企業倫理研修等を実施する。

職務執行の公平性を監督する機能を強化するため、当社取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、情報資産保護基本規程・文書管理規程に基づき、その保存媒体を通じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程で規定した保存期間は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理体制を整える。

当社は、リスク管理体制の基礎として、当社及び子会社全社を対象とするリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

当社の監査役会及び内部監査室は、子会社を含む各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

当社の取締役会及び執行役員会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

当社及び子会社は、不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役社長又は代表取締役社長が指名する執行役員を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規程に基づき取締役会を適時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び戦略に関わる重要事項については執行役員会において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行う。

当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社及び子会社全社を対象とする組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、子会社各社はそれを遵守して業務執行を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び子会社は、人材面、資金面、情報統制面における統制環境を整備し、当社の執行役員が当社及び子会社の管理・指導を行う「担当執行役員制度」を設け、担当執行役員は執行役員会規程・執行役員規程に基づき、担当各社の使用人に対して、内部統制方針の理念に従い、統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。

当社の代表取締役社長は、定期的に執行役員会を開催し、当社及び子会社の業務適正判断、各社の統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。

当社及び子会社は、相互連携を推進し、積極的な事業拡張と事業基盤の拡充に伴う諸問題に対応するため内部統制に係る社内規程の整備・運用を行い、また職務権限規程を適宜見直し、重要な事項の意思決定に当社の関与を求めるほか、当社監査役が子会社監査役と連携して監査業務を実施し、当社及び子会社における業務の適正を確保する。

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況を当社の執行役員会にてモニタリングする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人(以下、「補助使用人」という)を置くものとする。

補助使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の同意を得て行うものとし、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人が、監査役に同行して、取締役会その他の重要な会議に出席する機会を確保する。

補助使用人が、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換できる機会を確保する。

取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び子会社の取締役及び使用人等は、当社及び子会社が定める規程に基づき、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、適時に監査役会に報告する。

前項にかかわらず、監査役会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等に対して報告を求めることができる。

当社及び子会社は、内部通報規程の適切な運用、内部通報窓口の整備により、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、当社の監査役会への適切な報告体制を確保する。

当社の監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。又、必要に応じて顧問弁護士の助言を受けることができる。

(9) 前項で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役、使用人、及び内部通報窓口から得た情報について、みだりに第三者に開示しないものとする。

当社及び子会社は、内部通報規程において、取締役及び使用人等が、監査役に対して報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない旨を定める。

監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び子会社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対してはグループ全体として毅然とした姿勢で対応することとする。

当社は、反社会的勢力に対しては取締役管理本部長もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、執行役員、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

(12) 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役会、取締役会及び執行役員会に報告し、取締役会及び執行役員会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対してはグループ全体として毅然とした姿勢で対応することとする。

当社は、反社会的勢力に対しては取締役管理本部長もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、執行役員、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

■コーポレート・ガバナンス体系図

